

市民後見人とは・・・

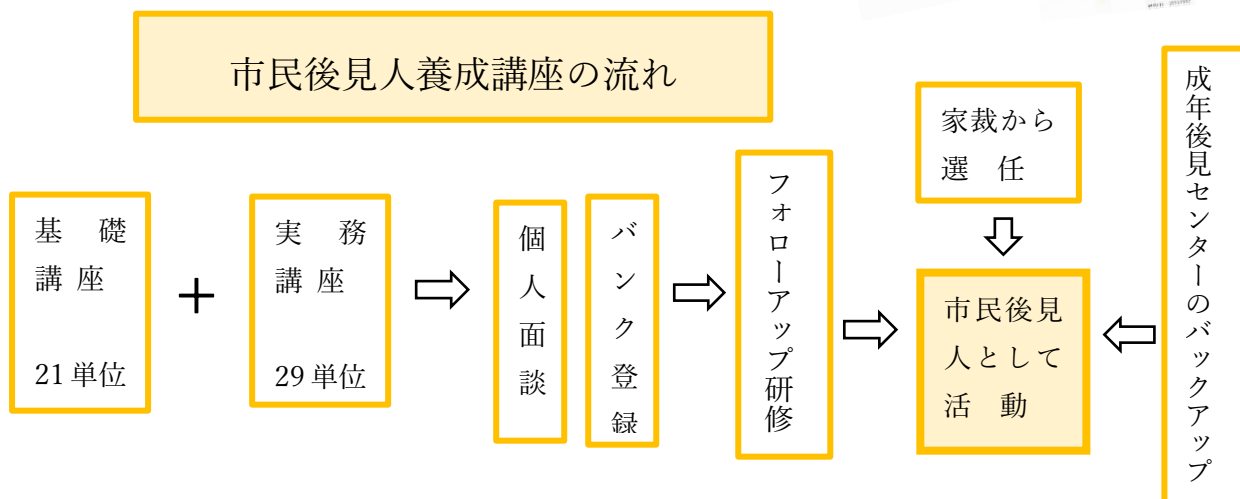
釜石・遠野地域成年後見センターでは、認知症や知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でない方を身近な地域で支援する「市民後見人」の養成を予定しています。



- ◇ 市民後見人とは、親族以外の市民による後見人の事です。
- ◇ 市民後見人は、弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約等本人を代理して行います。
- ◇ 市民後見人は市民感覚を活かしたきめ細やかな後見活動ができ、地域における支えあい活動に、主体的に参画する人材として期待されています。
- ◇ 釜石市・遠野市・大槌町においては、市民後見人は2市1町と成年後見センターが主催する「市民後見人養成講座」を受講し「市民後見人候補者バンク」に登録後、家庭裁判所からの選任を受けることで、後見人としての活動が始まります。
- ◇ 市民後見人が適切な後見業務が行えるように成年後見センターが市民後見人の活動を支援していきます。
- ◇ 市民後見人の活動は基本的に無報酬です。ただし、交通費や通信費など後見業務に要する実費は被後見人の資産から支払われます。



市民後見人養成講座の流れ



本講座は市民後見人の養成を目的としていますが、それ以外にも、親族後見人をめざしている方、ご自身やご家族のことを見据えて（または自己研鑽のために）後見について知りたいと考えている方など広く受講対象としています。